

7
る労働者の配偶者が同項の規定による申出により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定期日の翌日以前の日)第一項ただし書、第二項、第三項(第一号及

歳六か月到達日以前の日であるものに限る。) にあつては二週間) を経過する日(以下この項

定日を一回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

二 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業申出に係る子が一歳（第五条第

7
に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日) 第一項(ただし書、第二項、第三項(第一号及び第二号を除く)、第四項(第一号及び第二号を除く)、第五項及び前項後段の規定は、期間

において「一月等経過日」という。前日の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該育児休業開始予定日とされた日から当該一月等経過日（当該育児休業申出があつた日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該一月等経過日前の日）で厚生労働省令で定める日までの間の、いずれかの日を当

第八条 育児休業申出をした労働者は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（第六条第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては当該事業主の指定した日、同条第一項の規定により育児休業開始予定日が変更された場合にあってはその変更後の育児休業開始予定日とされた日。以下

三項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳六か月、同条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳に達したこと。

予定期が終了された場合においても、その定期の終了後（育児休業終了予定期とされた日）とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該

前条第七項に規定する育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

申出を撤回した労働者は、同条第二項の規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしないこととする。

前条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生
たこと。

（育児休業申出があつた場合における事業主の義務等）
これを適用しない。

育児休業開始予定期の変更の申出等)
第七条 第五条第一項の規定による申出をした労
働者は、その後当該申出に係る育児休業開始予
定期の変更(前条第三項の規定による事実)

第一項の規定により第五条第三項又は第四項の規定による申出を撤回した労働者は、当該申出に係る子については、厚生労働省令で定める

労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第六条 事業主は、労働者からの育児休業申出にあつたときは、当該育児休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができないものとして定められ

出があつた場合において、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して一月を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間を経過する

労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。次項第一号において同じ。)の期間内に四週間以内の期

二 前号に掲げるもののほか、育児休業をする
年は満たない労働者

範囲内で厚生労働省令で定める期間を経過する日（以下この項において「期間経過日」とい

第九条 育児休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間（以下「育

間を定めてする休業をいう。(以下同じ。) をす
ることができる。ただし、期間を定めて雇用さ

3 2 ことができないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

前項ただし書の場合において、事業主にその育児休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。

事業主は、労働者からの育児休業申出があつ

う。前日の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日（前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。）以後の日である場合にあつては、当該

児休業期間」という。は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日（第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項において同じ。）までの間とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、

れる者にあつては、その養育する子の出生の日（出産予定期日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定期）から起算して八週間を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。前項の規定にかかわらず、労働者は、その養

た場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定期とされた日が当該育児休業申出があつた日の翌日から起算して一月（前条第三項の規定による申出（当該申出があつた日が当該申出に係る子の一歳到達日以前の日であるものに限る。）又は同条第四項の規定による申出（当該申出があつた日が当該申出に係る子の一

3 育児休業申出をした労働者は、厚生労働省令で定める日までにその事業主に申し出ることにより、当該育児休業申出に係る育児休業終了予期に係る育児休業開始予定日として指定することができる。

らず、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事
情が生じた場合にあつては、その前日）に終了す
する。
一 育児休業終了予定期とされた日の前日まで
に、子の死亡その他の労働者が育児休業申出
に係る子を養育しないこととなつた事由とし
て厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

一 当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に二回の出生時育児休業（第四項に規定する出生時育児休業申

出によりする出生時育児休業を除く。) をし
て場合

二 当該子の出生の日（出産予定期後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定期）以後に出生時育児休業をする日数（出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数とする。第九条の五第六項第三号において同じ。）が二十八日に達している場合

第一項の規定による申出（以下「出生時育児

「休業申出」という。は、厚生労働省令で定めることにより、その期間中は出生時育児休業をすることとする一の期間について、その初日を(以下「出生時育児休業開始予定期」という。)及び末日(以下「出生時育児休業終了予定期」という。)とする日を明らかにして、しなければならない。

の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を出生時育児休業終了予定日（第九条の四において準用する第七条第三項の規定により当該出生時育児休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日）とする出生時育児休業をしているものが、当該出生時育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を出生時育児休業開始予定日とする出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

（出生時育児休業申出があつた場合における事業主の義務等）

第九条の三 事業主は、労働者からの出生時育児休業申出があつたときは、当該出生時育児休業申出を拒むことができない。ただし、労働者からその養育する子について出生時育児休業申出がなされた後に、当該労働者から当該出生時育児休業申出をした日に養育していた子について新たに出生時育児休業申出がなされた場合は、この限りでない。

第六条第一項ただし書及び第二項の規定は、労働者からの出生時育児休業申出があつた場合について準用する。この場合において、同項中「前項ただし書」とあるのは、「第九条の三第一項ただし書及び同条第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項、第三項及び第四項」とあるのは、「第九条の二第一項」と読み替えるものとする。

事業主は、労働者からの出生時育児休業申出があつた場合において、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業申出があつた日の翌日から起算して二週間を経過する日（以下この項において「二週間経過日」という。）前日のであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該出生時育児休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日（当該出生時育児休業申出があつた日までに、第六条第三項の厚生労働

省令で定める事由が生じた場合にあっては、当該二週間経過日前の日で厚生労働省令で定める日)までの間のいずれかの日を当該出生時育児休業開始予定期として指定することができる。
事業主と労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数

を代表する者の書面による協定で、次に掲げる事項を定めた場合における前項の規定の適用については、同項中「二週間を経過する日」以下この項において「二週間経過日」という。「二週間経過日」とあるのは、「次項第一号に掲げる期間を経過する日」と、「当該二週間経過日」とあるのは、「同号に掲げる期間を経過する日」とする。

一 出生時育児休業申出が円滑に行われるようするための雇用環境の整備その他の厚生労働省令で定める措置の内容

二 事業主が出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定期を指定することができる出生時育児休業申出があつた日の翌日から出生時育児休業開始予定期とされた日までの期間（二週間を超える一月以内の期間に限る。）

第一項ただし書及び前三項の規定は、労働者が前条第四項に規定する出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。
(準用)

(出生時育児休業期間等)と、第八条第一項中「第六条第三項又は前条第二項」とあるのは、「第九条の三第三項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」又は第九条の四における準用する前条第二項」と、「同条第一項」とあるのは、「第九条の四において準用する前条第一項」と、同条第二項中「同条第二項」とあるのは、「第九条の二第二項」と読み替えるものとする。

第九条の五 出生時育児休業申出をした労働者が、その期間中は出生時育児休業をすることができる期間（以下「出生時育児休業期間」という。）は、出生時育児休業開始予定日とされた日（第十九条の三第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前条において準用する第七条第二項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては当該事業主の指定

した日、前条において準用する第七条第一項の規定により出生時育児休業開始予定日が変更された場合にあってはその変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。以下この条において同じ。)から出生時育児休業終了予定日とされた日(前条において準用する第七条第三項の規定により当該出生時育児休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日。第六項において同じ)までの間とする。

2 出生時育児休業申出をした労働者(事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合)その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表するとの書面による協定で、出生時育児休業期間中に就業させることができるものとして定められた労働者に該当するものに限る。)は、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までの間、事業主に対し、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業期間において就業することができる日(その他の厚生労働省令で定める事項(以下この条例において「就業可能日等」という。)を申し出ることができる。

3 前項の規定による申出をした労働者は、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までは、その事業主に申し出ることにより当該申出に係る就業可能日等を変更し、又は当該申出を撤回することができる。

事業主は、労働者から第二項の規定による申出（前項の規定による変更の申出を含む。）があつた場合には、当該申出に係る就業可能日等（前項の規定により就業可能日等が変更された場合にあっては、その変更後の就業可能日等）の範囲内で日時を提示し、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る出生育児休業開始予定日とされた日の前日までに当該労働者の同意を得た場合に限り、厚生労働省令で定める範囲内で、当該労働者を当該日時に就業さ

せることができる。
前項の同意をした労働者は、当該同意の全部又は一部を撤回することができる。ただし、第二項の規定による申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日以後においては、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に限る。

にかかわらず、当該事情が生じた場合にあつては、その前に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前に

一　出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに子の死亡その他の労働者が出生時育児休業申出に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二　出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生日の翌日（出産予定期日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定期日の翌日）から起算して八週間を経過したこと。

三　出生時育児休業終了予定期とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生日（出産予定期後に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定期日）以後に出生時育児休業をする日数が二十八日に達したこと。

四　出生時育児休業終了予定期とされた日までに、出生時育児休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間、第十五条第一項に規定する介護休業期間又は新たな出生時育児休業期間が始まつたこと。

五　第八条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

(同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例) 第九条の六 労働者の養育する子について、当該

児労働者の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいづれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における第二章から第五章まで、第二十四条第一項及び第十二条の規定の適用については、第五条第一項中「一歳に満たない子」と、同条第三項ただし書中「一歳到達日」とあるのは「一歳に満たない子」(第二条の六第一項の規定により読み替えて適用するこの項の規定により育児休業をする場合にあつては、「一歳二か月に満たない子」と、同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する育児休業終了予定日とされた日)と、同項第一号中「又はその配偶者が、当該子の一歳到達日」とあるのは「が当該子の一歳到達日(当該労働者が第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者が第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日)と、同項第三号中「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日(当該子を養育する労働者が第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する

一項(第九条の六第一項)の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該育児休業終了予定期とされた日(当該労働者に係る育児休業終了予定期とされた日と当該配偶者に係る育児休業終了予定期とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)。次条第三項において同じ。」)と、第九条第一項中「変更後の育児休業終了予定期とされた日。次項」とあるのは「変更後の育児休業終了予定期とされた日。次項(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において同じ。」(当該育児休業終了予定期とされた日が当該育児休業開始予定期とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該育児休業に係る子の出生した日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生した日以後当該労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した日数と当該子について育児休業及び次条第一項に規定する出生時育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。次項(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)と、同条第二項第二号中「第五条第三項」とあるのは「第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあつては一歳二ヶ月、同条第三項(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)と、「同条第四項」とあるのは「第五条第四項」と、第二十四条第一項第一号中「一歳(一)」とあるのは「一歳(当該労働者が第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定による申出をすることができる場合にあつては一歳二ヶ月」とするほか、必要な技術的読み替えは、厚生労働省令で定める。

児休業に係る育児休業期間の初日前である場合には、これを適用しない。

第九条の七 第五条第三項、第四項及び第六項並びに前条の規定の適用については、労働者の配偶者が国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第三条第二項(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百九号)第三条第二項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第一百十一号)第二条第二項の規定によりする請求及び当該請求に係る育児休業は、それぞれ第五条第一項、第三項又は第四項の規定によりする申出及び当該申出による育児休業とみなす。

第三章
介護休業

舊木業の申出

第十条 事業主は労働者が育児休業申出等（育児休業申出及び出生時育児休業申出を下同。）をし、若しくは育児休業をしたことは第九条の五第二項の規定による申出若しくは同条第四項の同意をしなかつたことその他の同条第二項から第五項までの規定に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第三章 介護休業

（介護休業の申出）

第十一條 労働者は、その事業主に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、第三項に規定する介護休業開始予定期日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができ

前項の規定にかかわらず、介護休業をしたこ

第十二条

卷二

第十二条 義務等

項」と

事業主

一一一

事業主は、ときは、い。

み替え

勞動者

卷之三

労働者
当該介護

ものと

かうの介

卷之六

からの介
休業申出

6

支業申

卷之二

休業申請拒む

定めるところにより、当該介護休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日までの間のいすれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

4 前二項の規定は、労働者が前条第四項に規定する介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

〔介護休業終了予定日の変更の申出〕

第十三条 第七条第三項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

〔介護休業申出の撤回等〕

第十四条 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日（第十二条第三項の規定による事業主の指定した日。第三項において準用する第八条第四項及び次条第一項において同じ。）の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされ、かつ、当該撤回に係る対象家族について当該撤回になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、その後になされる当該対象家族についての介護休業申出については、事業主は、第十二条第一項の規定にかかるわらず、これを拒むことができる。

3 第八条第四項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは、「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

〔介護休業期間〕

第十五条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をることができる期間（以下「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して九〇三日から当該労働者の当該介護休業申出に係る三日から当該労働者の当該介護休業申出に係る間とする。

2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、介護休業期間は、第一項の規定にかかる

わらず、当該事情が生じた日（第一号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

一 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の労働者が介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間、出生時出生休業期間又は新たな介護休業期間が始まつたこと。

3 事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

4 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

〔子の看護等休暇の申出〕

第十六条 第八条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

2 第八条第四項の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

〔子の看護等休暇の申出〕

第十七条 事業主は、労働者が介護休業申出をし、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

〔第四章 子の看護等休暇〕

第十八条 事業主は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつたときは、当該申出を拒むことができない。

2 第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合において、同号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位での子の看護等休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）と、第六条第二項中「前項ただし書」とあるのは、「第十六条の三第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十六条の一第一項」と読み替えるものとする。

〔子の看護等休暇の申出〕

第十九条 事業主は、労働者が介護休業申出をし、若しくは疾病にかかるた当該小学校第三学年修了前の子の世話、疾病的予防を図るために必要なものとして厚生労働省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話をを行うための休暇（以下「子の看護等休暇」という。）を取得することができる。

2 子の看護等休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、

厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

3 第一項の規定による申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る対象家族が要介護状態にあること及び介護休暇を取得する日（前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは子の看護等休暇の開始及び終了の日時）を明らかにして、しなければならない。

4 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出があつたときは、当該申出を拒むことができない。

2 第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合において、同号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で介護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）と、第六条第二項中「前項ただし書」とあるのは、「第十六条の六第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。

〔第五章 介護休暇〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び子の看護等休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び子の看護等休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び子の看護等休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

3 第一項の規定による申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る対象家族が要介護状態にあること及び介護休暇を取得する日（前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは子の看護等休暇の開始及び終了の日時）を明らかにして、しなければならない。

4 第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出があつたときは、当該申出を拒むことができない。

2 第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合において、同号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）と、第六条第二項中「前項ただし書」とあるのは、「第十六条の六第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び子の看護等休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び子の看護等休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び子の看護等休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

〔介護休暇の申出〕

第十六条 第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

たものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。次の場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育したこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

三 制限終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間、出生時育児休業期間又は介護休業期間が始まつたこと。

四 第二項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第五条 前条第一項から第三項まで及び第四項（第一号を除く。）の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは、「当該対象家族を介護する」と、同項第二号中「子」とあるのは、「対象家族」と、「保育」とあるのは「介護」と、同条第三項及び第四項第一号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

六 前条第三項後段の規定は、前項において準用する場合を含む。

七 同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

八 第二十条の二 事業主は、労働者が第十九条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求をし、又は第十九条第一項の規定により当該事業主が当該請求をした労働者について深夜において労働させ得ない場合に当該労働者が深夜において労働しなかつたことを理由として、当該労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

九 第九章 事業主が講すべき措置等（妊娠又は出産等についての申出があつた場合等における措置等）

二十一条 事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産等についての申出があつた場合

出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対する育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出等に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対する育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を講じなければならない。

二 事業主は、労働者が育児休業申出等又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対する育児休業その他の厚生労働省令で定める事項を講じなければならない。

三 第二十二条 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるよう努めなければならない。

四 第二十三条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの（一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めたものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この条及び第二十四条第一項第三号において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五 第二十四条 第二項において「介護休業申出及び介護両立支援制度等の利用に係る申出（同項において「介護両立支援制度等の申出」という。）に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

六 第二十五条 その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

七 第二十六条 育児休業に関する相談体制の整備

八 第二十七条 その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

九 第二十八条 事業主は、介護休業申出が円滑に行われるよう努めなければならない。

十 第二十九条 事業主は、労働者に対する育児休業の理解と関心を深めるため介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるのに適切かつ効果的なものとして厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、当該期間内に、当該事項を知らせなければならない。

十一 第三十条 事業主は、労働者が第一項又は第二項の規定による申出をしたことを理由として、当該労働者に対する解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

十二 第三十一条 事業主は、労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対する解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

十三 第三十二条 事業主が講すべきための措置（労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家

二 育児休業及び介護休業後における賃金、配

置その他の労働条件に関する事項

三 第二十二条の二 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるよう努めなければならない。

四 第二十三条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

五 第二十四条の二 事業主は、育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

六 第二十五条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

七 第二十六条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

八 第二十七条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

九 第二十八条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十 第二十九条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十一 第三十条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十二 第三十一条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十三 第三十二条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十四 第三十三条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十五 第三十四条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十六 第三十五条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十七 第三十六条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十八 第三十七条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

十九 第三十八条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

二十 第三十九条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

二十一 第四十条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

二十二 第四十一条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

二十三 第四十二条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

二十四 第四十三条の二 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

ころにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

二十九条 第二十三条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの（一日の所定期間労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めたものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定期間労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この条及び第二十四条第一項第三号において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十条 第二十四条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十一 第二十五条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十二 第二十六条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十三 第二十七条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十四 第二十八条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十五 第二十九条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十六 第三十条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十七 第三十一条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十八 第三十二条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

三十九 第三十三条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十 第三十四条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十一 第三十五条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十二 第三十六条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十三 第三十七条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十四 第三十八条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十五 第三十九条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十六 第四十条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十七 第四十一条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十八 第四十二条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

四十九 第四十三条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十 第四十四条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十一 第四十五条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十二 第四十六条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十三 第四十七条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十四 第四十八条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十五 第四十九条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十六 第五十条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十七 第五十一条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十八 第五十二条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

五十九 第五十三条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十 第五十四条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十一 第五十五条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十二 第五十六条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十三 第五十七条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十四 第五十八条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十五 第五十九条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十六 第六十条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十七 第六十一条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十八 第六十二条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

六十九 第六十三条 第二項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。

就職の促進その他これらの方の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

(相談・講習等)
第三十一条 国は、対象労働者に対して、その職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(再就職の援助)
第三十二条 国は、育児等退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるよう、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるよう配慮するとともに、育児等退職者の円滑な再就職を図るために必要な援助を行いうものとする。

第三十三条 国は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための措置

第三十四条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するよう努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことの目的とする。

3 厚生労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に關する法律第六条第一項の規定に基づく調停を行ふことができる。

(勤労者家庭支援施設指導員)

第二十五条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員(次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。)を置くように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、厚生労働大臣が定める資格を有する者の中から選任するものとする。

第三十六条から第五十二条まで 削除

第十一章 紛争の解決 第一節 紛争の解決の援助等

(苦情の自主的解決)
第五十二条の二 事業主は、第二章から第八章まで、第二十一条、第二十三条、第二十三条の二及び第二十六条に定める事項に関して、労働者が苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理を委ねる等の自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)
第五十二条の三 第二十五条に定める事項及び前条の事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)の規定は適用せず、次条から第五十二条の六までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)
第五十二条の四 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に關し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言・指導又は勧告をすることができる。

2 第二十五条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停

第五十二条の五 都道府県労働局長は、第五十二条の三に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の規定に基づく調停を行わせるものとする。

第二十五条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第五十二条の六 雇用の分野における男女の均等機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条から第二十六条までの規定は、前項第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三」と読み替えるものとする。

第三十二条 雑則

(育児休業等取得者の業務を処理するため必要な労働者の募集の特例)
第五十三条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして育児休業又は介護休業(これらに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)をする労働者の当該育児休業又は介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十二条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第五十二条の六までに定めるところによる。

(紛争の解決の促進に関する特例)
第五十二条の三 第二十五条に定める事項及び前条の事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)の規定は適用せず、次条から第五十二条の六までに定めるところによる。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによること。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 認定中小企業団体 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する中小企業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、第二十二条第三項の規定による届出をした場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の規定に基づく調停を行わせるものとする。

3 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによること。

2 第二十五条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停

第五十二条の五 都道府県労働局長は、第五十二条の三に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の規定に基づく調停を行わせるものとする。

その定める基準により適当であると認定したものをいう。

2 厚生労働大臣は、認定中小企業団体が前項第三条の規定による相談及び援助を行うものとして適当でない場合において、募集時期、募集人員、募集地域にて、その労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものとし、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第二項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるものとし、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第二項の認定中小企業団体が前項第三条の規定による届出があつた場合について、同法第五十五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十二条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行いう場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項並びに第五十二条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行いう場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項並びに第五十二条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五十五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項並びに第五十二条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行いう場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項並びに第五十二条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者」がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十三条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、同法第二十条中「事業場」とあるのとは「事業所」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の三」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

第六十一条（公務員に関する特例）

3 独立行政法人通則法（平成十一年法律百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下この条において「行政執行法人」という。）の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員（以下この条において「特定非常勤職員」という。）にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同一項目において同じ。）は、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、当該職員の対象家族であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営む。

4 行政執行法人の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えて、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（第三十一項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

第六十二条（行政執行法人の長による承認の請求）

5 行政執行法人の長は、行政執行法人介護休業の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障があると認められる日又は時間（公務員に関する特例）

6 行政執行法人の長は、行政執行法人介護休業の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障があると認められる日又は時間（公務員に関する特例）

第六十三条（厚生労働省令による承認の請求）

7 行政執行法人子の看護等休暇を取得することができる日数は、一年の年において五日（前項に

8 行政執行法人子の看護等休暇は、一日の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第六十四条（厚生労働省令による承認の請求）

9 行政執行法人の長は、行政執行法人子の看護等休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

第六十五条（厚生労働省令による承認の請求）

10 行政執行法人の職員（特定非常勤職員については、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用するとしたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する同号に該当しないものに限る。第十二項及び第十三項において同じ。）であつて小学校第三学年修了前の子（第十六条の二第一項に規定する小学校第三学年修了前の子をいう。以下同じ。）であつて小学校第三学年修了前の子において同じ。）であつて小学校第三学年修了前の子を養育するものとして同項の厚生労働省令で定める世話をを行うための休暇（以下この条において「行政執行法人介護休暇」という。）を取得することができる。

第六十六条（厚生労働省令による承認の請求）

11 行政執行法人介護休暇を取得することができる日数は、一年の年において五日（要介護家族が二人以上の場合は、十日）を限度とするものとする。

第六十七条（厚生労働省令による承認の請求）

12 行政執行法人介護休暇は、一日の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第六十八条（厚生労働省令による承認の請求）

13 行政執行法人の長は、行政執行法人介護休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

第六十九条（厚生労働省令による承認の請求）

14 行政執行法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（特定非常勤職員については、第十六条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するための看護等休暇（以下この条において「行政執行法人子の看護等休暇」という。）を取得することができる。

第七十条（厚生労働省令による承認の請求）

15 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

第七十一条（厚生労働省令による承認の請求）

16 行政執行法人の長は、職員について労働基準法第三十六条第一項の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するための労働時間を延長して勤務しないことを承認しないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七条第一項に規定する制限時間）において同じ。）を超過して勤務しないことを承認しなければならない。

第七十二条（厚生労働省令による承認の請求）

17 前項の規定は、行政執行法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。

第七十三条（厚生労働省令による承認の請求）

18 行政執行法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するための労働時間を延長して勤務しないことを承認するため請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。次条第十八項において同じ。）において勤務しないことを承認しなければならない。

第七十四条（厚生労働省令による承認の請求）

19 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

行政執行法人の長は、職員が当該行政執行法人の長に対し、対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員に対して、行政執行法人介護休業に関する制度に対し、行政執行法人介護休業に関するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下この条において「介護両立支援制度等」という。）その他他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、第五項の規定による承認の請求（以下この条において「行政執行法人介護休業の承認の請求」という。）及び介護両立支援制度等の利用に係る承認の請求（第二十七項において「介護両立支援制度等の承認の請求」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

22 行政執行法人の長は、職員が第二十一条第三項の厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員に対して、当該期間内に、行政執行法人介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

23 第二十項及び第二十一項に定めるもののほか、行政執行法人の長は、行政執行法人介護休業について不利益な取扱いをしてはならない。

24 行政執行法人の長は、職員が第二十一条第三項の厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員に対して、行政執行法人介護休業後における賃金、配当その他の勤務条件に関する事項

25 項各号に掲げる事項に関する当該職員に係る取扱いを明示するよう努めなければならない。

26 行政執行法人の長は、行政執行法人介護休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

27 二 行政執行法人介護休業に関する相談体制の整備

関して、職員の承認の請求に基づく在宅勤務等をさせることにより当該職員が就業しつつその要介護家族を介護することを容易にするための措置を講ずるよう努めなければならない。

行政執行法人の長は、職場において行われる職員に対する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業、行政執行法人介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の二の規定は、行政執行法人の職員に係る第三十八条項に規定する言動について準用する。この場合において、同条第一項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、同条第二項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、「その雇用する労働者」とあるのは「職員」と、「当該労働者」とあるのは「当該職員」と、同条第三項中「事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）」とあるのは「行政執行法人の役員」と、同条第四項中「労働者は」とあるのは「行政執行法人の職員は」と、同条第五項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、「前条第一項」とあるのは「第六十一条第三十八項」と読み替えるものとする。

行政執行法人の長は、その講じた措置に關して、職員から第二十八項、第二十九項各号、第三十四項又は第三十七項の規定による承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

七条に規定する育児等退職者をいう。以下同じ。」)と、第三十四条第二項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等(第三十条に規定する対象労働者等をいう。以下同じ。)」とする。

3 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員(以下この条において「地方公共団体等の職員」という。)同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下この条において「短時間勤務職員」という。)以外の非常勤職員にあっては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書に規定する者に該当するものに限る。次項及び第五項において同じ。)は、同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下この条において「任命権者等」という。)の承認を受けて、当該地方公共団体等の職員の要介護家族の介護をするため、休業をすることができる。

4 前項の規定により休業をすることができる期間は、任命権者等が、地方公共団体等の職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態²とともに、三回を超える、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間(第二十一項において「指定期間」という。)内において必要と認められる期間とする。

5 任命権者等は、第二項の規定による休業の承認を受けようとする地方公共団体等の職員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。ただし、短時間勤務職員以外の非常勤職員のうち、同項の規定による休業をすることができないこととすることについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があつた場合は、この限りでない。

6 地方公共団体等の職員(短時間勤務職員以外の非常勤職員にあっては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用するとしめたならば第十六条の三第二項において読み替へ

て準用する同号に該当しないものに限る。次項から第九項までにおいて同じ。)であつて小学校第三学年修了前の子を養育するものは、任命権者等の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかるた當該小学校第三学年修了前の子の世話を、疾病的予防を図るために必要なものとして第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話を若しくは学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして同項の厚生労働省令で定める事由に伴う当該小学校第三学年修了前の子の世話をを行うため、又は当該小学校第三学年修了前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち同項の厚生労働省令で定めるものへの参加をするため、休暇を取得することができる。

第六項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日(地方公共団体等の職員が養育する小学校第三学年修了前の子が二人以上の場合にあっては、十日)を限度とするものとする。

任命権者等は、第六項の規定による休暇の承認を受けようとする地方公共団体等の職員から勤務省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができるのである。

第六項の規定による休暇は、一日の所定労働時間が短い地方公共団体等の職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、公務の運営などで定める一日未満の単位で取得することができる。

任命権者等は、第六項の規定による休暇の承認を受けようとする地方公共団体等の職員からその承認の請求があつたときは、公務の運営等の支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

地方公共団体等の職員(短時間勤務職員以外の非常勤職員)あつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書(第二号に係る部分に限る)の規定を適用するとしたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する同号に該当しないものに限る。第十一項及び第十三項において同じ。)は、任命権者等の承認を受けて、当該地方公共団体等の職員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話をを行うため休暇を取得することができる。

前項の規定により休暇を取得することができるのである日数は、一の年において五日(要介護家族が二人以上の場合は、十日)を限度とするものとする。

13 働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。
14 任命権者等は、第十項の規定による休暇の承認を受けようとする地方公共団体等の職員からその承認の請求があったときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

15 任命権者等は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外の非常勤職員については、第六条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

16 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公共団体等の職員について準用する。この場合において、同項中「第六条の八第一項」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項」と、「当該要介護家族を介護する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

17 任命権者等は、地方公共団体等の職員について労働基準法第三十六条第一項の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該地方公共団体等の職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

前項の規定は、地方公共団体等の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

任命権者等は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する地方公共団体等の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

前項の規定は、要介護家族を介護する地方公共団体等の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項」において準用する第十九条第一項各号」と、当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外）の非常勤職員にあっては、第二十三第三項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。第二十二項において同じく、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。

前項の規定により勤務しないことができる時間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

任命権者等は、第二十項の規定による承認を受けようとする地方公共団体等の職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る時間のうち公務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならない。

任命権者等は、職場において行われる地方公共団体等の職員に対する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該地方公共団体等の職員の勤務環境が害されることのないよう、当該地方公共団体等の職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならぬ。

第二十五条第二項の規定は、地方公共団体等の職員が前項の相談を行い、又は任命権者等による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。この場合において、同條第二項中「解雇その他の不利益な」とあるのは、「不利益な」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の規定は、地方公共団体等の職員に係る第二十三項に規定する言動について準用する。この場合において、同條第一項中「事業主」とあるのは「第六十一条の二第三項に規定する任命権者等（以下この条において「任命権者等」という。）」と、同條第二項及び第四項中「事業主」とあり、並びに同條第三項中「事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）」とあるのは「任命権者等」と、同條第二項中「その雇用する労働者」とあるのは「第六十一条の二第三項に規定する地方公共団体等の職員（以下この項及び第四項において「地方公共団体等の職員」とい。）と、「当該労働者」とあるのは「当該地方公共団体等の職員」と、同條第四項中「労働者は」とあるのは「地方公共団体等の職員は」と、「前条第一項」とあるのは「第六十一条の二第二十三項」と読み替えるものとする。

第十三章 罰則

第六十二条 第五十三条第五項において準用する職業安定法第四十一項第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第五十三条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

（施行期日）
抄

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十二条、第十三条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。（第二条の規定の施行前の措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
抄

第二条 事業主は、第二条の規定の施行前において、可能な限り速やかに同條の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護第五項において準用する同法第五十条第二

24 第二十五条第二項の規定は、地方公共団体等の職員が前項の相談を行い、又は任命権者等による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。この場合において、同條第二項中「解雇その他の不利益な」とあるのは、「不利益な」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の規定は、地方公共団体等の職員に係る第二十三項に規定する言動について準用する。この場合において、同條第一項中「事業主」とあるのは「第六十一条の二第三項に規定する任命権者等（以下この条において「任命権者等」という。）」と、同條第二項及び第四項中「事業主」とあり、並びに同條第三項中「事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）」とあるのは「任命権者等」と、同條第二項中「その雇用する労働者」とあるのは「第六十一条の二第三項に規定する地方公共団体等の職員（以下この項及び第四項において「地方公共団体等の職員」とい。）と、「当該労働者」とあるのは「当該地方公共団体等の職員」と、同條第四項中「労働者は」とあるのは「地方公共団体等の職員は」と、「前条第一項」とあるのは「第六十一条の二第二十三項」と読み替えるものとする。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第六十六条 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）
抄

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。（暫定措置）

第二条 この法律の施行の際常時三十人以下の労働者を雇用する事業所の労働者については、平成七年三月三十一日までの間、第二条から第十条までの規定は、適用しない。この場合において、当該労働者に関する第十二条の規定の適用については、同條中「二歳から小学校就学」とあるのは、「小学校就学」とする。（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後適當な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中のにおける待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（検討）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五条、第六条、第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定が公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成九年六月一八日法律第九〇号）
抄

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五条、第六条、第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定が公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一〇年一二月一八日法律第一〇七号）
抄

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十二条、第十三条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。（第二条の規定の施行前の措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
抄

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十一
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定(公布の日)

**附 則(平成一三年一月一六日法律第
一八号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第五十二条第七項の次に六項を加える改

正規定、第二十二条の改正規定(第十七条)を

「第二十二条」に改める部分を除く。)、第二

十条の見出し及び同条第一項の改正規定、第二

十四条の次に二条を加える改正規定、第十九条

の見出し及び同条第一項の改正規定並びに第三

章の次に一章を加える改正規定は、平成十四年

(指定法人に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による

改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介

護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「旧

法」という。)第二十八条第一項の規定による

指定を受けている者(以下「旧指定法人」とい

う。)は、この法律による改正後の育児休業、

介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福

祉に関する法律(以下「新法」という。)第三

十六条第一項の規定による指定を受けた者とみ

なす。

この法律の施行の日前に旧法第二十八条第二

項若しくは第四項又は第三十一条第四項の規定

によりされた公示で、この法律の施行の際現に

効力を有するものは、新法第三十六条第二項若

しくは第四項又は第三十九条第四項の規定によ

りされた公示とみなす。

この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく

命令により旧指定法人に対して行い、又は旧指

定法人が行つた処分、手続その他の行為は、新

法又はこれに基づく命令中の相当する規定によ

つて、新法第三十六条第二項に規定する指定法

人(以下「新指定法人」という。)に対して行

い、又は新指定法人が行つた処分、手續その他の

行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧指定法人の役員で

ある者がこの法律の施行の日前にした旧法第三

十九条第二項に該当する行為は、新法第四十七

条第二項に該当する行為とみなして、同項の規

定を適用する。

(子の看護のための休暇制度の普及のための努

力の促進)

第三条 国は、子の看護のための休暇制度の普及

のための事業主、労働者その他の関係者の努力

を促進するものとする。

(検討)

第四条 政府は、附則第一条ただし書に規定する

改正規定の施行後三年を経過した場合において

、新法の施行状況を勘案し、必要があると認め

るときは、子を養育する労働者の福祉の増進

の観点から子の看護のための休暇制度その他新

法に規定する諸制度について総合的に検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律

の規定によりなお従前の例によることとされる

場合及びこの附則の規定によりなおその効力を

有することとされる場合における施行日以後に

した行為に対する罰則の適用については、なお

(その他の経過措置の政令への委任)

従前の例による。

(その他の経過措置を含む。)は、政令で定

められた行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定

められた行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

**附 則(平成一四年五月三一日法律第五
四号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による

改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく

命令(以下「旧法令」という。)の規定により

海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸

運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」

という。)がした許可、認可その他の処分又は

契約その他の行為(以下「処分等」という。)

は、国土交通省令で定めるところにより、この

法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこ

れに基づく命令(以下「新法令」という。)の

規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又

は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の

事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)

がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定に

より海運監理部長等に対してした申請届出そ

の他の行為(以下「申請等」という。)は、國

土交通省令で定めるところにより、新法令の規

定により相当の運輸監理部長等に対してした申

請等とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三十条 この法律の施行前に旧法令の規定に

よりの他の行為(以下「申請等」という。)は、國

土交通省令で定めるところにより、新法令の規

定により相当の運輸監理部長等に対してした申

請等とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三十三条 この法律の施行の日(以下「施行日」と

いう。)以後において新法第五条第三項の規定

による育児休業をするため、同項の規定による

申出をしようとする労働者は、施行日前において

ても、同項及び同条第四項の規定の例により、

該申出をすることができる。

(育児休業の申出に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」と

いう。)以後において新法第五条第三項の規定

による育児休業をするため、同項の規定による

申出をしようとする労働者は、施行日前において

ても、同項及び同条第四項の規定の例により、

該申出をすることができる。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日か

ら施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行

為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定

によりなおその効力を有するものとされる旧郵

便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に

係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、

この法律の施行後附則第十三条第一項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる旧郵便

振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分

に限る。)の規定の失効前にした行為、この法

律の施行後附則第二十七条第一項の規定により

なおその効力を有するものとされる旧郵便振替

預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に

限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の

施行後附則第三十九条第二項の規定によりな

おその効力を有するものとされる旧公社法第七

十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失

効前にした行為、この法律の施行後附則第四十

二条第一項の規定によりなおその効力を有する

ものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二

条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失

効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定

の適用がある場合における郵政民営化法第百四

条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従

前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成一八年六月二日法律第五
〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施

(経過措置)

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定に

より相当の運輸監理部長等に対してした申

請等とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期に

おいて、第一条の規定による改正後の育児休

業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者

の福祉に関する法律(以下「新法」という。)

の施行状況を勘案し、期間を定めて雇用され

る者に係る育児休業等の制度等について総合的に

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を

講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧法令の規定による

申出をしようとする労働者は、施行日前において

ても、同項及び同条第四項の規定の例により、

該申出をすることができる。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成二〇年五月二日法律第二
六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の法律(これに基

づく命令を含む。以下この条において「旧法」とい

う。)の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国

の機関(以下この条において「旧機関」とい

う。)がした認可、指定その他の処

分又は通知その他の行為は、この法律の施行後

は、政令で定めるところにより、この法律によ

る改正後の法律(これに基づく命令を含む。以

下この条において「新法令」という。)の相当

規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国

等の機関(以下この条において「新機関」とい

う。) がした認可、指定その他の処分又は通知 その他の行為とみなす。

| 一 | 国土交通大臣（第一条の規定による改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」といふ。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。） | 官観光庁長 |
|---|--|-------------------------------|
| 二 | 航空・鉄道事故調査委員会 | 運輸安全 |
| 三 | 海難審判所 | 海難審判 |
| 四 | 船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。） | 中央労働委員会 |
| 五 | 船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第十九号に掲げる事務に係る場合に限る。） | 交通政策審議会 |
| 六 | 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。） | 中央労働委員会又は都道府県労働委員会 |
| 七 | 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第十九号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合を除く。）に限る。） | 地方運輸監理部局長（運輸監理部局に置かれる政令で定める。） |
| 八 | 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第十九号に掲げる事務に係る場合（七の項に掲げる場合を除く。）に限る。） | 地方運輸審議会 |
| 九 | 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。） | 厚生労働大臣又は都道府県知事 |
| 2 | 旧法令の規定により旧機関に対ししてされてい、る申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとさるものを除き、この法律の施行後は、政令で | |

定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立

3 旧法令の規定により旧機関に対し届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを「新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないもの」とみなして、当該相
當規定を適用する。

第六条 (罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令、G. 仕)

は、政令で定める。

附則（平成二年七月一日法律第六五号）

(施丁期日) 号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一
年（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

施行する。ただし 次の各号に掲げる規定は
当該各号に定める日から施行する。

当該名号は定める日から施行する
一 附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 一
附則第三条及び第五条の規定 公布の日
第一条及び附則第五条の規定 公布の日か

第一款及び第二款の規定の範囲内において政
ら起算して三月を超えない範囲内において政
令で定める。

令で定める日

三 第二条のうち育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の富止に関する法規

は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
目次の改正規定（第八章 爆争の解決（第二

目次の改正規定（第八章 紛争の解決（第五十二条の二）第五十二条の四）を「

五十二条の二「第五十二条の四」を「第十一章 紛争の解決／第一節 紛争の解決

十一章　競争の解決／**第一節**　競争の解決の援助（第五十二条の一—第五十二条の四）

／ 第二節 調停（第五十二条の五・第五十三条の六）／に改める部分に限る。）、第五十六条の二の改正規定（第五十二条の四第二項）の下に「（第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、第六十条第一項の改正規定（第五十三条、第五十四条を「第五十一条の六から第五十四条まで」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（第五十二条の四第一項及び第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」を「第五十二条の三中「から第五十二条の六まで」とあるのは「第五十二条の五及び第六十条第三項」と、第五十二条の四第一項、第五十二条の五第一項及び第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、第八章中第五十二条の二の前に節名を付する改正規定、第五十二条の三の改正規定、第八章中第五十二条の四の次に一節を加える改正規定、第三十八条の改正規定及び第三十九条第一項の改正規定並びに附則第四条及び第十一条の規定 平成二十二年四月一日

項又は第三項の規定による育児休業をするため、これらの規定による申出をしようとする労働者は、施行日前においても、これらの規定及び新法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する新法第五条第四項の規定の例により、当該申出をすることができる。
(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第三項の規定により指名するあつせん員に係属している同項(同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)のあつせんに係属する紛争については、新法第五十二条の三(新法第六十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年一二月三日法律第六
一 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四
二号) 抄

いとも、同項及び新育児・介護休業法第十六条の八第二項の規定の例により、当該請求をすることができる。
(育児休業の取得の状況の公表に関する経過措置)

第四条 新育児・介護休業法第二十二条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。